

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月21日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1174

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="236 663 459 696"><u>（勤務成績の証明）</u></p> <p data-bbox="188 707 783 1025">第15条 給与条例第5条第3項等の規定による昇給（第16条又は第17条に定めるところにより行うものを除く。第15条の3において同じ。）は、<u>当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。</u></p> <p data-bbox="236 1043 576 1077"><u>（昇給区分及び昇給の号給数）</u></p> <p data-bbox="188 1088 783 1503">第15条の3 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、<u>第15条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</u></p> <p data-bbox="220 1520 389 1554">(1)～(5) (略)</p>	<p data-bbox="815 611 1399 689"><u>（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）</u></p> <p data-bbox="810 707 1404 976">第15条 給与条例第5条第3項等の人事委員会規則で定める事由は、<u>同項の任命権者が定める日（以下「評価終了日」という。）の翌日から昇給日の前日までの間において、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。</u></p> <p data-bbox="858 1043 1198 1077"><u>（昇給区分及び昇給の号給数）</u></p> <p data-bbox="810 1088 1404 1503">第15条の3 <u>昇給日前の直近の評価終了日以前1年間の人事評価の結果がある</u>職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p data-bbox="842 1520 1011 1554">(1)～(5) (略)</p> <p data-bbox="815 1570 1404 1977">2 <u>前項の場合において、同項第4号又は第5号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、第4号に掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、第5号に掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。</u></p>

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。）

D

- (2) (略)

3 (略)

4 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 (略)

6 前年の昇給日以後に新たに職員となつた者又は同日以後に第13条第2項若しくは第21条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除

3 職員が他の地方公共団体又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

- (2) (略)

5 (略)

6 各任命権者において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 (略)

8 前年の昇給日以後に、新たに職員となつた者又は第13条第2項若しくは第21条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）に、その者の新たに職員となつた

した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。

7 （略）

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第13条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、第4項の人事委員会の定める割合等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

（復職時等における号給の調整）

第21条の2 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間

日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。

9 （略）

10 第7項又は第8項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第13条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

11 一の昇給日において第1項又は第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、第6項の人事委員会の定める割合等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

（復職時等における号給の調整）

第21条の2 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間

を別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

を別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。